

令和7年度外国人材受入加速化支援事業 仕様書

1 委託業務名

令和7年度外国人材受入加速化支援事業

[通称: MEET IN OSAKA]

2 本事業の趣旨・目的

我が国の生産年齢人口が減少する中、大阪の持続的成長に取り組むためには、高度人材を含む、労働力の確保は不可避。とりわけ、大阪においては、2025年大阪・関西万博(以下、「万博」という。)の開催やIRの推進に伴い、建設業や宿泊・飲食等のインバウンド関連業等幅広い分野において更なる人材不足の深刻化が見込まれている。

そのような中で、大阪の経済成長および労働力を確保していくにあたっては、生産性向上やこれまでの人材確保の取組みのみならず、外国人材を獲得していくことが求められており、とりわけ日本で高度人材として就職をめざしている外国人留学生の確保は有力な手段のひとつと考えている。

しかしながら、実際には、外国人留学生のうち一定数が卒業後に府外・国外で就職、進学しているケースや、どちらにも至らず日本での就職活動の継続に至っているケースなど、外国人留学生を十分活用できているとはいえない状況にあることから、日本での就職を希望している外国人留学生を確実に大阪に取り込んでいくことが必要である。

また、近年、外国人材の獲得競争は国際的に激化していることから、国内の外国人留学生の取り込みに加えて、日本での就職を希望している“海外在住の外国人材”(以下、「海外人材」という。)に直接アプローチを行い、呼び込みを図ることも、労働力確保の有力な手段のひとつである。

一方、府内企業においては、外国人材の受入れを検討しているものの、採用に際しての不安やノウハウの不足などから実際の採用には結びついていない状況があるが、すでに外国人材を雇用している企業の多くは外国人材の採用を「拡大」又は「現状維持」と考えているというアンケート結果もあり、「最初の一步」を踏み出すことで、府内企業における外国人材の受入れ拡大につながる可能性は高い。

また、外国人材の離職率は日本人に比べ高い傾向にあり、入社後1年未満の離職率は日本人が約1割のところ、外国人材は約3割にものぼるというアンケート結果もある。そこで、採用前後のタイミングから定着に向けた対応を講じることで、早期離職を予防するとともに、外国人材が府内企業においてキャリアを築き、活躍してくれることが期待できる。

府では、「外国人材受入加速化支援事業」において、大阪での就職を希望する外国人留学生や海外人材等を対象に、オンラインマッチングシステムや合同企業説明会等を通して府内企業との就職マッチング(以下「マッチング」という。)の機会を提供するとともに、府内企業の採用者に対して交流会の開催を通じたコミュニティ形成支援等のフォローアップを実施することで定着を図り、大阪の成長・飛躍を支える外国人材の受入れ促進を図る。

3 履行期間

令和7年4月上旬(予定)から令和8年3月31日まで

4 履行場所

大阪府が指定する場所

5 委託金額の上限額

76,676,000 円(消費税及び地方消費税相当額含む)

6 業務内容及び提案事項等

本事業では、以下の2つの支援メニューと、万博を活用した事業プロモーション(以下、「万博活用プロモーション」という。)を行うこと。実施にあたっては、事業目標の実現のために、両メニューの成果指標の達成とともに、2つの支援メニュー及び万博活用プロモーションの一体的な運用により相乗効果を得られるよう取り組むこと。

<支援メニュー>

① 外国人留学生等マッチング支援(国内在住の外国人材向け)

大阪での就職を希望する外国人留学生やその他国内在住の外国人材と、外国人材の受入れを検討・希望する府内企業を対象に、オンラインマッチングシステム等を活用してマッチングの機会を提供するとともに、府内企業に採用された外国人留学生等の定着が進むよう必要なフォローアップを行う。

② 海外人材アプローチ支援(海外在住の外国人材向け)

日本・大阪での就職を希望する“海外在住の外国人材(海外人材)”へ向けて、府内企業等がオンラインでの合同企業説明会等を通して自社の魅力を PR し、特に人材不足が顕著な分野を中心に、即戦力として活躍が期待できる海外人材の呼び込みを図る。また、採用が決まった企業に向け、受入れに必要なサポートを行う。

<プロモーション>

万博活用プロモーション

万博をきっかけに大阪に興味をもった外国人材や会期中に中長期にわたって大阪に滞在する外国人材に向けて、会期中の取組、イベントとの連携をはかり、府内企業の紹介や働く場としての大阪の魅力発信の PR を行う。

【事業の対象】

○府内企業

府内に本社又は事業所のある企業(企業規模は問わない)

○外国人材

① 外国人留学生等マッチング支援

・外国人留学生および国内に在住する外国人留学生以外の外国人材(万博に関連して日本に中長期滞在中者および万博活用プロモーションから誘引された者を含む)(以下、「留学生等」という。)

※「留学生」とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1に定める、「留学」の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により、日本の大学(大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、日本の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生。

※留学生以外の外国人材は、在学中か既卒者かの別を把握すること。

② 海外人材アプローチ支援

- ・日本・大阪での就職を希望する海外人材(万博活用プロモーションから誘引された者も含む)

【事業目標】

○外国人留学生等マッチング支援

指標		目標数
事業目標 (成果指標)	府内企業に就職する留学生等	200人
活動目標	本取組に参加した外国人材	800人

○海外人材アプローチ支援

指標		目標数
事業目標 (成果指標)	府内企業に就職する海外人材	25人
活動目標	本取組に参加した企業	25社

<留意事項>

- ・「就職」とは、本事業で実施するマッチング支援の取組みを通じて、府内企業に正社員として採用されることを指す。
 - ・「外国人留学生等マッチング支援」の事業目標に計上することができる「府内企業に就職する留学生等」および「海外人材アプローチ支援」の事業目標に計上することができる「府内企業に就職する海外人材」とは、令和8年3月末日までに就職する者及び令和8年3月末日までに内定通知を受け、令和9年3月末日までに就職する意思がある者をいう。
- ※「留学生」については、原則、令和8年3月末日までに大学等を卒業見込みの者とする。

なお、実施にあたっては、受注者のネットワークやリソースなどを最大限活用するとともに、公益財団法人大阪産業局が実施する「外国人材マッチングプラットフォーム運営事業(大阪府委託事業)」及び同局が設置するビジネスサポートデスク等の海外拠点、その他の大阪府関連施策等の受注者と適宜連携すること。また、大阪府と協議・修正を繰り返しながら遂行すること。

※提案事項1～9について提案すること。

各提案については、原則として項目ごとに提案することとするが、一連の企画として複数の項目をまとめて提案する場合は、どの項目に対する提案か分かるように明示すること。

<留意事項>

- ・本事業は、大阪府が令和6年度に実施している「外国人材受入加速化支援事業」と異なる以下の特徴がある。提案にあたっては、こうした特徴を十分に踏まえ、(2)①～⑦の業務によって府内企業の外国人材の受入促進に最も効果を発揮する企画を提案すること。
- ・「外国人留学生等マッチング支援」と「海外人材アプローチ支援」を一体的に実施すること。
- ・万博開催年の好機を最大限活用した事業プロモーションを実施すること。

※以下、国内、海外の別なく、「外国人材」のみの表記の場合は、国内外の外国人材すべてを指すものとする。

(1) 実施スケジュール及び運営体制

万博会期も踏まえ、本事業を効果的かつ円滑に実施できるスケジュール設定を行うとともに、事業を遂行するために必要な運営体制を構築すること。

【提案事項1】 実施スケジュール

- ・府内企業の採用動向や留学生、海外人材等の就職活動スケジュール等を踏まえ、事業全体スケジュール及び外国人留学生等マッチング支援、海外人材アプローチ支援、万博活用プロモーションごとのスケジュールが具体的にわかるように提案すること。

【提案事項2】 運営体制

- ・本業務を遂行するための運営体制について具体的に示すこと(各業務に従事するスタッフや人材コンサルタントの人数・役割分担など)。

<留意事項>

- ・府内に運営拠点(業務履行場所)を設置すること。但し、常駐する必要はない。
- ・本業務開始後、大阪府との調整等に対応するため、必ず連絡が取れるようにするとともに、事業参加者からの問合せに対応できる体制を構築すること。
- ・運営にあたっては、業務全体を管理するマネージャーを1名配置すること。当該マネージャーは、外国人材の職業紹介や採用の業務に3年以上従事した経験を有することとし、この他従事するスタッフについても、本委託業務を遂行するにあたって必要な知識や十分な経験を有すること。

(2) 業務内容

① 事業広報及び参加者登録の促進

府内企業及び外国人材の双方に対し、本事業の広報、周知及び万博活用プロモーションを実施し、事業への参加やオンラインマッチングシステムへの登録を促すこと。

【提案事項3】 事業広報及び参加者登録の促進手法

より多くの府内企業及び外国人材の参加につながるよう、府内企業、外国人材それぞれに対する効果的な事業広報(「いつ」「どこに対して」「どのように」と、それにより期待される登録数を具体的に提案すること。なお、連携先となる関係機関、受注者のネットワークやリソースなどを示すこと。

【提案事項4】 万博活用プロモーションにおける広報コンテンツ

- i. 万博会期中の取組みやイベント等と連携し、本事業や府内企業を効果的にPRできる広報スキームを提案すること。
- ii. バーチャル大阪ヘルスケアパビリオン(以下、「VOP」という。)のサイネージに掲載する内容について、アプリを利用するユーザー層等も考慮して、本事業への流入に最も効果的なデザインを具体的に提案すること。
- iii. 万博活用プロモーションを通じた本事業の広報効果を定量的に計測し、分析の上報告すること。また、計測項目について具体的に提案すること。

<留意事項>

- ・府内企業の登録にあたっては、労働関係法令の違反がないことを確認すること。
- ・国内の外国人材と海外人材それぞれに対して効果的な事業広報、登録促進を行うこと。(ただし、両者に対しての一体での広報を妨げるものではない)
- ・業務全般を通じて、外国人材への情報発信にあたっては、英語や対象国の言語等又はやさしい日本語を用いる等、情報の伝達方法を工夫すること。
- ・VOP 内に設置するサイネージを用いて、大阪での就職に関心を持ってもらえるような広報を行い、本事業で実施する合同企業説明会等のイベントへの参加、また、オンラインマッチングシステムユーザーを誘引できるよう工夫すること。
- ・万博活用プロモーションを通じた本事業の広報の効果測定としては、事業 WEB サイトへの流入経路や流入数、マッチングシステムへの新規登録者数等を想定している。

【参考】

○万博会期中の取組みについては、以下サイトを参考にすること。

- ・TEAM EXPO2025 ホームページ

<https://team.expo2025.or.jp/ja/index>

- ・大阪・関西万博イベント情報サイト

<https://feature.peatix.com/expo2025>

- ・TEAM EXPO2025 共創チャレンジ

<https://team.expo2025.or.jp/ja/challenge>

○バーチャル大阪ヘルスケアパビリオン(VOP)とは

- ・VOPとは、大阪・関西万博に出展参加する大阪ヘルスケアパビリオンのバーチャル会場のこと。

「大阪ヘルスケアパビリオン」が制作・運営しており、スマートフォン向けアプリ「REALITY」(※)を使って、24 時間どこからでもアクセスできるバーチャルの展示会場である。

※ 「REALITY」は、スマートフォン1つで自分だけのオリジナルアバターを作成し、バーチャルの世界でライブ配信による交流からゲームまで楽しめるコミュニケーションプラットフォーム。



提供:(公社)大阪パビリオン

【サインージイメージ】

※現在のイメージであり、今後変更の可能性があります。画像のものが3枚配置されるイメージです。3枚の配置場所やレイアウトは未定です。



○サインージ掲出 想定スケジュール

令和7年	
5月中	掲出用データを REALITY 社へ提出
夏頃	サインージ掲出開始 ※期間中コンテンツ入替えの可能性あり。更新の有無、タイミングおよび更新用コンテンツの作成タイミングについては大阪府と協議の上決定。(最大3回程度見込み)
10月13日	サインージ掲出終了

○サインージ掲出費用(委託金額に含む)

メニュー	単価	数量	金額
① 小ブース(サインージ3枚)	2,500千円	1	2,500千円
② 掲載コンテンツ更新	500千円	3	1,500千円
合計	—	—	4,000千円

○サインージ掲出データ仕様

<規格>

- ・画像形式:jpeg / png
- ・画像推奨サイズ:1024pixel × 724pixel
- ・画像推奨解像度:300dpi / 350dpi / 600dpi

- ・推奨フォントサイズ: 10pt 以上

<留意事項>

- ・サイネージのうち1枚は、本府が実施する別事業の PR に使用することとする。なお、別事業分のイメージビジュアルの作成は不要だが、掲出に際しての事務的作業は受託者にて行うこと。(掲出用画像、遷移先URLの収集、REALITY 社とのやりとり等)

② オンラインマッチングシステムの運用

本事業の参加者が登録・利用するオンラインマッチングシステム(既製のパッケージ品の活用も可)を適切に運用すること。

【提案事項5】 オンラインマッチングシステムの運用

- i. 本事業で使用するオンラインマッチングシステムの機能等のイメージを具体的に提案すること。(参加者との連絡方法についても具体的に提示すること。)
- ii. 本事業への参加者登録の実施手法や流れを具体的に提案すること(府内企業、外国人材それぞれ WEB 登録又は対面登録、登録時のカウンセリングの有無、参加者のニーズの聴取方法・内容、求める登録情報(カルテイメージ)など)。なお、業務の進捗により更新していく項目がある場合は、更新後のイメージがわかるよう提示すること。
- iii. 参加者の内定状況の確認・把握方法について具体的に提案すること(実施の方法や確認時期、頻度など)。

<留意事項>

- ・アカウントの登録にあたっては、基本情報(各参加企業及び外国人材の属性等)だけでなく、採用につながるために必要となる情報(希望業種・職種、採用を希望する人物像<府内企業向け>、希望する就職先<外国人材向け>など)を十分に聴取すること。
- ・登録時に収集した情報に加え、本事業において実施したイベント等への参加履歴、カウンセリング記録、内定を受けた企業、採用後に予定している在留資格などをデータベース化して把握・管理すること。
- ・本事業で実施するマッチングの取組みを通じて府内企業から内定を得た外国人材の内定状況(内定企業・採用業種・採用時期等)について随時確認して把握すること。
- ・参加者情報(府内企業・外国人材とも)は個人情報として適切に管理するほか、大阪府からの求めに応じてリスト化して情報共有を図ること。(※業務終了時の業務報告においても概要をとりまとめることを想定している)。
- ・海外人材アプローチ支援や万博活用プロモーションから誘引した外国人材の登録に備え、オンラインマッチングシステムは英語対応をしていること。
- ・登録、内定状況の把握等にあたって、国内在住の外国人材(「外国人留学生等マッチング支援」の対象者)と海外在住の外国人材(「海外人材アプローチ支援」の対象者)を判別できるようにすること。
- ・オンラインマッチングシステムを活用し、参加者(府内企業・外国人材とも)と個別に連絡できる体制を整備すること。(システム機能の活用等)
- ・オンラインマッチングシステムについては、万博活用プロモーションからの誘因等による多数の登録に備えるため、登録アカウント数が無制限もしくはアカウント数の増設に際して追加費用がかからないものが望ましい。また、システム内で合同企業説明会等の開催ができる機能があるなど、連動がスムーズであることが望ましい。
- ・「外国人留学生等マッチング支援」、「海外人材アプローチ支援」でオンラインマッチングシステムを分けて運

用する場合は、そのことがわかるよう提示すること。また、その場合は、府内企業の登録手続きが煩雑にならないような工夫を行うことが望ましい。

メニュー	外国人留学生等マッチング支援	海外人材アプローチ支援
言語	日本語・英語は必須	
対象者	原則、国内在住の外国人材 (万博を契機に日本に中長期滞在する外国人材含む)	海外在住の外国人材 (万博活用プロモーション等で誘引された外国人材含む)
アカウント数	無制限もしくはアカウント増設にあたって追加費用がかからないのが望ましい	
	【参考】 ・令和5年度 登録企業数:184社 登録外国人材数:2,118人 ・令和6年度(令和7年1月31日現在) 登録企業数:222社 登録外国人材数:2,353人	—

③ 府内企業と留学生等のマッチングの取組み

オンラインマッチングや合同企業説明会・個別面接会等のマッチングの取組みを企画・実施するとともに、実施の前後においても、採用決定につながるための取組みを行うこと。

※本業務では、合同企業説明会等を企画・実施し、参加を呼び掛けるだけでなく、府内企業や外国人材に対してコンサルティング等を行い、外国人材の府内企業への就職につなげることを求めている。例えば、合同企業説明会等の実施前後にニーズの聞き取りや今後の進め方の提案を行うことや、参加者のニーズを踏まえて個別面接会の企画・実施に反映させることなど、採用決定につながるために必要な支援を実施することを想定している。

【提案事項6】 マッチングの取組み(コンサルティング等の工夫)

外国人材の採用決定につながるために行うセミナーやコンサルティング等の工夫について具体的に提案すること(実施の方法や頻度、回数など)。

※「外国人留学生等マッチング支援」、「海外人材アプローチ支援」の対象者を分けて対応を行う場合は、そのことが分かるように記載すること。

ア 合同企業説明会等の企画・実施

- ・本事業の参加企業及び参加外国人材を対象とする合同企業説明会や個別面接会等(以下「合同企業説明会等」という。)を企画・実施すること。
- ・より多くの外国人材の参加が得られるよう、開催内容を工夫するとともに、十分な広報を行うこと。

<留意事項>

- ・合同企業説明会等の参加費は、府内企業、外国人材ともに原則無料とする【P.12 7(2)参照】。
- ・万博活用プロモーション、ロールモデル活動【P.10 6(2)⑤参照】との連動等により、合同企業説明会等の機会を活かして大阪で働く魅力の発信ができるよう工夫すること。
- ・海外人材アプローチ支援での合同企業説明会等においては、必要に応じて通訳の配置を行うこと。

【外国人留学生等マッチング支援】

国内在住の外国人留学生等及び万博をきっかけに日本に中長期滞在する外国人材を対象に、合同企業説明会を企画・実施すること。

<留意事項>

- ・合同企業説明会等にはできるだけ多種多様な業種の企業が参加することが望ましいが、参加する留学生等のニーズを踏まえ、特定業種の合同企業説明会等を実施しても構わない。
- ・留学生等の就職活動のスケジュールや万博会期中の府内会場の確保が難しくなることが予想される状況等を踏まえ、オンラインやメタバース等の活用により、十分な効果が得られるよう工夫すること。
- ・大学等と連携して実施する場合は、可能な限り他校の留学生も参加可能とすること。

【海外人材アプローチ支援】

大阪産業局が設置する海外拠点(インド、インドネシア、タイ、中国、ベトナム、ミャンマー)のある国を中心に、万博開催に関連が深く、海外人材の活躍が期待できる分野(建設・製造・インバウンド関連(外食、宿泊、その他サービス業))における合同企業説明会を企画・実施すること。

また、本事業を通して外国人材の採用が決まった企業に対して、必要に応じて受入れに必要なサポートを行うこと。

○合同企業説明会(基本想定)

- ・回数: 年度内6回程度
- ・方法: オンライン
- ・言語: 原則、開催国・地域の言語での開催とする(逐次通訳等)
- ・開催国: インド、インドネシア、ミャンマー
- ・分野: 建設、製造、インバウンド関連(外食、宿泊、その他サービス業)
- ・参加企業数: 1回5社程度

<留意事項>

- ・基本想定の内容は、原則実施する項目であり、実施回数や参加企業数の増加、他の国・地域、分野で開催することを妨げるものではない。
- ・開催国の設定について、インドは必須とする。また、令和6年度の大阪府のインド・トッププロモーションのフォローアップの取組みとの連動が求められる場合は、可能な限り協力すること。
- ・開催にあたっては、1度の開催で複数国を対象に行うことは想定していない。

(参考)

[トッププロモーション\(2024年度概要\)／大阪府\(おおさかふ\)ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)

- ・合同企業説明会において、参加企業が使用する資料の翻訳サポートを行うこと。(日本語→開催国の言語)
- ・合同企業説明会の参加者について、可能な限り、オンラインマッチングシステムへの登録につなげるよう工夫すること。

イ 採用決定につながるための取組みの企画・実施

- ・合同企業説明会等の実施に際し、参加企業や参加する外国人材に対して、採用決定につなげるためにセミナーの開催やコンサルティング等（参加前後のカウンセリングやフォローアップなど）を行うこと。

<留意事項>

- ・「外国人留学生等マッチング支援」、「海外人材アプローチ支援」それぞれの参加企業や双方の対象となる外国人材ごとのニーズに即して、マッチングの効果が高められるような取組みを行うこと。
- ・「海外人材アプローチ支援」に参加する企業に対しては、合同企業説明会の前に、開催国の現地情報の提供や海外人材の採用・雇用にかかる理解を深められるようなセミナーやコンサルティング等を行うこと。

④ 内定者に対する採用決定後フォローアップの実施

本事業で実施するマッチングの取組みを通じて、府内企業から内定を得た外国人材が本採用後に企業でスムーズに働きはじめることができるよう、採用決定後から本採用までの間において、採用予定の外国人材に対し必要なフォローアップを行うこと。

【提案事項7】 内定者へのフォローアップ

府内企業に内定した外国人材に対して本採用までの間に実施するフォローアップについて、個別対応に加え、より効果的なフォローアップを具体的に提案すること（実施の方法や頻度、回数など）。

<留意事項>

- ・内定者に対して、下記⑤の採用者コミュニティへの参加を促すこと。

⑤ 採用者コミュニティの運営と採用者交流会の開催

「令和6年度外国人材受入加速化支援事業」及び本事業により府内企業に採用された外国人材の府内企業での定着を促進するため、府内企業で働く外国人同士や採用企業同士が参加する採用者コミュニティの運営を行うとともに、ロールモデル活動「大阪で働く魅力の発信」の実施及び採用者交流会を開催すること。

【提案事項8】 採用者への定着支援

入社1年以内の新入社員の職場への定着に資するような、採用者コミュニティの運営、ロールモデル活動の実施方法、採用者交流会の企画（開催時期、交流会内容など）について具体的に提案すること。

【参考】

採用者コミュニティ及び採用者交流会については、入社1年目の新入社員を中心に、府内企業への定着支援として行うもので、以下を想定している。

(1) 採用者コミュニティ

① 対象：

- ・「令和6年度外国人材受入加速化支援事業」及び本事業の採用者等の府内企業で働く外国人材

- ・外国人採用をしている府内企業
- ※対象者の情報は大阪府より提供する。

②ロールモデル活動:「大阪で働く魅力の発信」

外国人留学生等マッチング支援、海外人材アプローチ支援で実施する合同企業説明会等において、府内企業で活躍する先輩外国人社員として登壇してもらい、大阪で働く魅力についてプレゼンを行う。

ア プレゼン内容

大阪が外国人材にとって、いきいきと働ける、活躍できるまちというプラスイメージをもってもらえるような内容

(コンセプト例)

活躍・将来性	働く環境や生活について
<ul style="list-style-type: none"> ・万博を契機にイノベーション、ビジネスが生まれるなど、新しいチャレンジができる ・働きがいをもって仕事ができる ・キャリアアップや成長ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)が進んでいる ・大阪での生活やプライベートの充実

イ 登壇機会

- ・「海外人材アプローチ支援」において実施する合同企業説明会、事業セミナー等:6回(1回3名程度参加)
 - ・「外国人留学生等マッチング支援」において実施する合同企業説明会やセミナー等
 - ・その他、「万博活用プロモーション」や大阪府で行う外国人材受入に関するイベント、セミナー等
- ※登壇者には、適切な謝金を支払うこと(1回1万円程度を想定)
- ※登壇回数は「海外人材アプローチ支援」において実施する合同企業説明会6回に、その他適宜設定した機会をあわせて10回程度とする。

(2)採用者交流会

- ①回数:年度内2回程度
- ②場所:大阪府内
- ③規模:1回最大200名参加、原則対面実施
- ④コンテンツ(例)
 - ・活躍事例の共有
 - ・採用者・採用企業同士の交流
 - ・ロールモデル活動「大阪で働く魅力発信」の方法検討(ワークショップの開催等)

⑥ 成果事例集の作成

本事業におけるマッチング機会の提供により外国人材の採用につながった府内企業のうち、成果の高い又は特徴的な事例について、当該企業に対し取材を行い、事例集としてまとめること(10事例)。

なお、本事例集に記載された内容はHP等において対外的に発信することを予定しているため、レイアウト等を工夫すること。また、取材先に対し、内容(写真等画像を含む)が公表されることについてあらかじめ

了承を得ておくこと。

【提案事項9】 成果事例集

成果事例集に掲載すべき情報について現状課題を踏まえ提案すること。

<留意事項>

- ・取材先については、大阪府と事前に調整の上、決定すること。
(ただし、海外人材の採用例を少なくとも2割程度は含めることとする。)
- ・1事例あたり、A4サイズ2頁程度の情報量を想定。
- ・掲載する情報は、企業基本情報(企業名、業種、設立年月日、資本金、社員数など)の他、外国人材の採用経験の有無、外国人材採用を検討するに至ったきっかけ、今回の採用にあたっての課題、課題解決に向けてとったアプローチ方法、外国人社員の定着に向けた取組、企業(経営者や人事・採用担当者等)や従業員の声など。

⑦ 外国人材の府内企業への就職・定着促進にあたってのニーズ・課題の把握、報告書の作成

外国人材の府内企業への就職と就職後の定着にあたってのニーズや課題を把握するため、本事業の参加企業や参加外国人材にアンケート調査を行い、その結果を分析の上、まとめて報告すること。

<留意事項>

- ・アンケート調査の内容は別途大阪府と協議を行うこと。
- ・事業実施にあたっての課題の概略を把握することを目的としているため、令和7年10月上旬までに報告すること。
- ・アンケート調査は、採用者コミュニティの対象者に対しても行うこと。

7 業務実施上の留意点

(1) 関係法令等の遵守

職業安定法(昭和22年法律第141号)や労働基準法(昭和22年法律第49号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)等の関係法令及び関連通知を遵守すること。

(2) 経費の取扱い

① 参加費用等

本業務で実施する合同企業説明会等の参加費用(名称を問わず参加者から徴する費用)については、原則、参加企業及び参加外国人材から徴収しないこととする。但し、大阪府と協議の上、必要に応じ実費相当額の負担を企業に求めることは妨げない。

なお、参加費用を有料とする場合は、事前に収支計画を提出し、実施後には実績を報告すること。

② 精算

本業務に係る経理と他の経理を明確に区分し、業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出して、大阪府の確認を受けること。なお、収入と経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

(3) 大阪府の指示への対応等

- ・業務の過程において大阪府から指示された事案については、迅速かつ的確に実施・対応すること。
- ・提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。特に、チラシやホームページなど、外部に公表する場合などにあつては、その詳細について、あらかじめ大阪府と協議すること。
- ・実施内容の変更の必要が生じた場合は、府と協議のうえ内容を見直すとともに、参加者や関係者に速やかに周知すること。
- ・業務の実施にあたっては、障がいのある人に配慮すること。

■大阪府障がい者差別解消ガイドライン:

https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_guideline.html

■ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン(WCAG)2.0:

<https://waic.jp/docs/WCAG20/Overview.html>

■色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン:

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/>

8 報告・分析等

- (1) 業務の進捗については、日常的な報告に加え、原則、毎月 10 日までに前月の業務実施状況(月報)を書面で報告すること。なお、報告内容・様式については事前に大阪府と調整すること。なお、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をとり、その結果について書面で報告すること。
- (2) 令和8年1月～2月頃、全ての参加企業、外国人材に対しアンケート調査を行い、本業務の実施にあたっての企業側・外国人材側それぞれのニーズ、実際に生じた課題、今後の改善策等を把握し、業務実施報告書に盛り込むこと。また、参加留学生等については、卒業後の進路についても調査し、事業目標に対する達成状況を報告すること。なお、報告内容については事前に大阪府と調整すること。
- (3) その他、大阪府は必要に応じ、現状把握や効果検証の観点から実績報告や業務内容等について臨時に報告を求めることがある。

9 再委託

再委託は原則禁止とする。

但し、業務の実施にあたり、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、下記「再委託の承認」に基づき、大阪府から承認を得れば、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、提案内容に明記すること。

◆再委託の承認「委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針(抜粋)」

- (1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。
 - ア 業務の主要な部分を再委託すること。
 - イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
 - ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
 - エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

実施にあたっては、上表及び下表に基づき、大阪府と事前に協議し、承認を得ること。

◆承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

10 財産取得

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。

※パソコン、机等什器は適正な価格のレンタルが望ましい。

11 書類の保存

全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

12 業務完了後の提出物

業務終了後、業務実施報告書を大阪府に提出すること(詳細は大阪府と協議すること。)

また、本事業の参加者(府内企業及び留学生等)の登録情報を提出すること。

13 権利義務の帰属

(1) 成果品の帰属等

本業務の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。

(2) 特許権、著作権等

- ・委託業務の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む)は大阪府に帰属する。
- ・受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作者人格権を行使しない。
- ・受注者は、委託業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受注者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

14 その他

- (1) 契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 業務開始時までに業務実施計画書(業務スケジュール)を大阪府へ提出すること。
- (3) 業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、受注者は当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (4) 見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案事業者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容(経費含む)まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協

議を行いながら進めること。

- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年大阪府条例第60号)その他法令に定めるもののほか、大阪府が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受注者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。
- (7) 大阪府は、委託期間中、委託業務の実施状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- (8) その他、業務の実施に際しては大阪府と協議し、実施すること。